

## 日本文化の秋 2021 事業承認申請のためのガイドライン

### 承認のための要件

1. 申請対象となる事業は、2021年の秋に、ジュネーブ及びその周辺地域にて開催されるものとします。
2. 申請対象となる事業は、芸術、科学・教育、スポーツ、青少年交流プログラムなど、広く日本文化の理解、及び日本とスイスの交流を促進することを目的とするものとします。
3. 事業は非営利的な公共の利益を実現するための目的を有するものとします。営利を目的とした事業または公益性が乏しい事業、政治団体、宗教団体及びそれらに類した特定の主義主張を持つ団体が行う事業、公序良俗に反する事業は、事業承認の対象となりません。また、料金徴収型事業については、その適切性につき個別に判断されます。
4. 申請対象となる事業は、明確なプログラムを有し、かつ実行可能なものとします。主催者は、財源確保を含め事業開催の一切の責任を負うこととします。主催者は、トラブルが発生した場合、その責任の下で解決することとします。

### 承認された事業の利点

1. 承認された事業は、在ジュネーブ領事事務所ホームページ、日本文化の秋の Facebook ページ及びフライヤーに掲載され、広報されます。
2. 事業内容を変更する場合には速やかに日本文化の秋調整委員会に通知してください。また、上記要件に違反した場合には承認取り消しの措置となります。

### 新型コロナウイルス感染症に関する留意事項

1. 新型コロナウイルス感染症のパンデミック下においては、スイス当局が定める感染予防措置の遵守と実施の確保を、第一の応募要件とします。
2. イベント申請にあたっては、従来の申請書類に加え、「新型コロナウイルス感染症流行下におけるイベント実施にあたっての誓約書」を提出していただきます。
3. 開催形式は指定しません。ただし、感染リスクを最小限にとどめるため、感染の可能性が低い以下のような形式でのイベント実施を推奨します。
  - (1) オンライン形式
  - (2) 対面形式でしか実施ができないイベント（例：日本茶アトリエ、書道ワークショップ）については、催行人数を減らして催行回数を増やす、会場を広い空間とする等の対策をする。
  - (3) 対面形式で実施を予定する場合でも、感染状況が悪化した場合には対面形式からオンライン形式へ切り替えられるよう予め準備しておく。

## **申請方法**

### **1. 申請書類**

(1) [事業承認申請フォーム兼誓約書](#)

(2) [予算表](#)（料金徴収型事業の場合）

(3) [新型コロナウイルス感染症流行下におけるイベント実施にあたっての誓約書](#)

(4) 申請団体の組織・活動、個人からの申請の場合は申請者の略歴や活動が分かる資料

※その他、場合に応じて追加的資料（過去の事業のパンフレットや実施報告等）を求めることがあります。

### **2. 提出期限**

第1回締切り：2021年6月17日（木）

第2回締切り：2021年7月15日（木）

### **3. 書類提出先**

申請書類原本は郵便にて以下の住所へ送付して下さい。

日本文化の秋調整委員会

c/o Consulat du Japon à Genève

Rue de Lausanne 82

1202 Genève, Suisse

E-mail : [mois.japon.geneve@br.mofa.go.jp](mailto:mois.japon.geneve@br.mofa.go.jp)